

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更の運用について

本運用は、中東情勢の変化に伴い、ナフサ由来の建設資材について供給の偏りや流通の目詰まりが生じている状況を踏まえ、代替資材の調達や流通経路の見直し等により追加的に必要となる経費を設計変更の対象とする場合の手続き及び積算方法等を定めることを目的とする。

1.対象工事

神戸市が発注する建築・建築設備工事

2.設計変更の対象となる建設資材

設計変更の対象となる建設資材（以下「調達検討資材」という。）は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。対象資材について一般財団法人経済調査会及び一般財団法人建設物価調査会等が、中東情勢の影響により供給面での懸念や価格上昇の動向が顕在化していると公表している資材を対象とする。ただし、建設資材の流通状況は日々変動することから、受注者から調達検討資材の追加等について協議の申出があった場合は、個別に協議を行うものとする。

ナフサ由来原料と建設資材との関連については、(別紙 1)「ナフサ由来原料と建設資材の関連」を参照すること。

3. 別途調達経費

別途調達経費とは、次のいずれかに該当する調達方法の変更により追加的に必要となる経費をいう。

なお、労務費、機械器具費、仮設材費は対象外とする。ただし、材料費の増減に伴い変更が必要となる下請経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については設計変更の対象とする。

(1)代替資材を調達した場合

調達検討資材に代えて、代替資材を調達した場合

(2)流通状況を踏まえた追加の調達経費が必要となる場合

設計図書に定める調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた追加の調達経費が必要となる場合。受注者が流通経路を見直して調達した場合を含むものとする。

※参照：(別紙 2) 国土交通省図解

4. 手続き

(1)協議

受注者は、代替資材の調達又は流通状況の変化により別途調達経費を要する資材を調達せざるを得ない場合、購入前に「調達検討資材に関する協議書(様式 1)」を監督員へ提出し、協議を行うものとする。ただし、資材を直ちに購入する必要があるなど緊急を要する場合には、口頭、ファクシミリ又は電子メール等により協議を行うことが出来る。この場合、事後速やかに書面を提出するものとする。

また、本運用開始以前に調達した資材については、受発注者間で協議の上決定する。

(2)実施報告

設計変更を行う場合、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書(様式 2)」及び次に掲げる証明書類を監督員へ提出するものとする。

<証明書類>

- ・取引伝票
- ・見積書
- ・請求書

・その他、調達時期・購入数量・購入単価を確認できる書類

なお、証明書類において以下事項が確認できない場合（5(3)②-2を適用する場合は、同項に掲げる証明事項を含む。）は、原則として設計変更の対象としない。

＜確認事項＞

- ・実際の調達時期
- ・資材名称
- ・購入単価
- ・本工事に係る取引数量
- ・受注者以外の者が資材を購入した場合、当該購入者が本工事の下請企業（施工体制台帳等により二次下請を含め確認できる者）であることが確認できるもの

(3)代替資材の品質確認

代替資材を使用する場合は、受注者は当該資材が設計図書で求める機能及び品質を満足していることを確認できる資料(カタログ等)を監督員へ提出するものとする。

なお、代替資材を採用する場合は、設計者、施設管理者等との協議を含め、通常の設計変更と同様の手続きを行うものとする。

(4)設計変更図書への記載

設計変更に当たっては、次の事項を設計図書に明記するものとする。

- ・代替資材を使用する場合は、その規格及び仕様
 - ・流通状況の変化により追加の調達経費を要した場合は、その旨
- 記載に当たっては（別記）の記載例を参考とすること。

(5)契約変更

妥当性が確認された別途調達経費については、契約変更の対象とする。

ただし、受注者の責に帰すべき事由により生じた増加費用は対象としない。

(6)スライド条項との関係

本運用による設計変更の内容は、神戸市工事請負契約約款第24条(スライド条項)の対象外とする。

なお、本運用による設計変更後にスライド条項を適用する場合、スライド対象となる数量に該当する当該別途調達経費は、スライド額から減じるものとする。

(7)対象外となるもの

対象資材の調達時点において、既に施工中又は施工済みである部分については、本運用の対象外とする。

(8)工期の取扱い

設計変更に伴い工期の変更が必要となる場合は、適切に変更を行うものとする。

(9)疑義の取扱い

本運用に関し疑義が生じた場合は、受注者は監督員と協議するものとする。

※参照：（別紙3）ナフサ由来建設資材に係る別途調達経費 作業フロー図

5. 積算方法

(1)設計変更を行う対象数量

対象数量は、神戸市積算における細目別内訳の数量（直近の設計変更後の数量）のうち、供給の偏りや流通の目詰まりにより、従前の流通経路による円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。

(2)設計変更にかかる材料単価

設計変更にかかる材料単価は、次によるものとする。

- ① 受注者が提出した証明書類に記載された実際の材料購入価格を採用する。
- ② 単位数量当たりの材料購入価格を示すことが困難な場合は、本設計変更前（既にスライド条項による設計変更を行っている場合は、スライド適用後。以下「本設計変更前」という。）の価格に対する材料費の上昇割合を証明する書類を求め、その妥当性を確認する。
- ③ 実際の材料購入価格が一般的な実勢価格と著しく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。

- ④ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されていた価格を採用できるものとする。

(3) 別途調達経費の算出法

(2) で算出した材料単価(下請経費※を含む)と本設計変更前の官積の材料単価(下請経費※を含む)の差額に(1)の対象数量を乗じて別途調達経費加算額を算出する。本設計変更後にスライド条項を適用する場合の管理を適切に行うため、別途調達経費加算額については、別紙明細(名称例:ナフサ由来建設資材別途調達経費)において細目明細と対応する項目ごとに計上することを原則とする。

① 材料単価が細目別内訳明細に計上されている場合(例:合板類等)

ア. 本設計変更前の官積の材料単価(下請経費※を含む)をA①とする。

イ. (2)により算出した材料単価(下請経費※を含む)をB①とする。

ウ. 次式により別途調達経費を算出する。

$$\text{別途調達経費} = (B① - A①) \times \text{対象数量}$$

② 材工一式単価が計上されている場合

②-1: 材料費の抽出が可能な場合

ア. 本設計変更前の官積の材料単価A②を算出する。

官積の材料単価は(別紙4)簡易算定用材料費率表を用いて算出できるものとする。これにより算出した材料単価には下請経費を含むものとする。

イ. (2)により算出した材料単価(下請経費※を含む単価)をB②とする。

ウ. 次式により別途調達経費を算出する。

$$\text{別途調達経費} = (B② - A②) \times \text{対象数量}$$

なお、(2)②において「材料費の上昇割合(C)」を採用する場合は次式による。

$$\text{別途調達経費} = (A② \times C) \times \text{対象数量}$$

※材料費に下請経費が含まれていない場合の下請経費の算出は「神戸市建築工事積算要領」2.2.4

「複合単価」に定める工種別の『「その他」の率と率対象』、『神戸市建築電気設備工事積算要領第3章「1.単価根拠(3)その他率」』『神戸市建築機械設備工事積算要領第3章「2.直接工事費(2)その他率について」』を適用する。

②-2: 材料費の抽出が困難な場合

本設計変更前の実勢材工単価と実際の調達に要した材工価格との差額を基に対象となる増額分を算定することができる。

この場合、受注者は当該差額に材料費以外の価格変動が含まれていないことを証明する資料を提出するものとする。

発注者は提出資料の内容が妥当であると認められる場合に限り、別途調達経費を計上する。

なお、証明する書類には次の物を含む。

<証明書類>

- ・ 4(2)に定める証明書類
- ・ 材工単価の内訳
- ・ 価格上昇額の算定根拠
- ・ 価格証明書
- ・ その他、資材価格の上昇部分が確認できる資料

(4) その他

本運用に定めのない事項については、『神戸市建築工事積算要領』1章5節「設計変更の取扱い」、『神戸市建築電気設備工事積算要領』4章「設計変更」、『神戸市建築機械設備工事積算要領』第3章「3.設計変更の積算方法」によるものとする。

(別記) 設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通経路を踏まえた設計変更 変更一式

代替資材	資材名
流通状況を踏まえた調達経費が別途必要な資材	資材名

(様式1)

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定 価格	中東情勢 の影響	添付書 類番号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。
 - ①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。
- 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

(様式2)

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書 類番号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
- 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

ナフサ由来原料と建設資材の関連

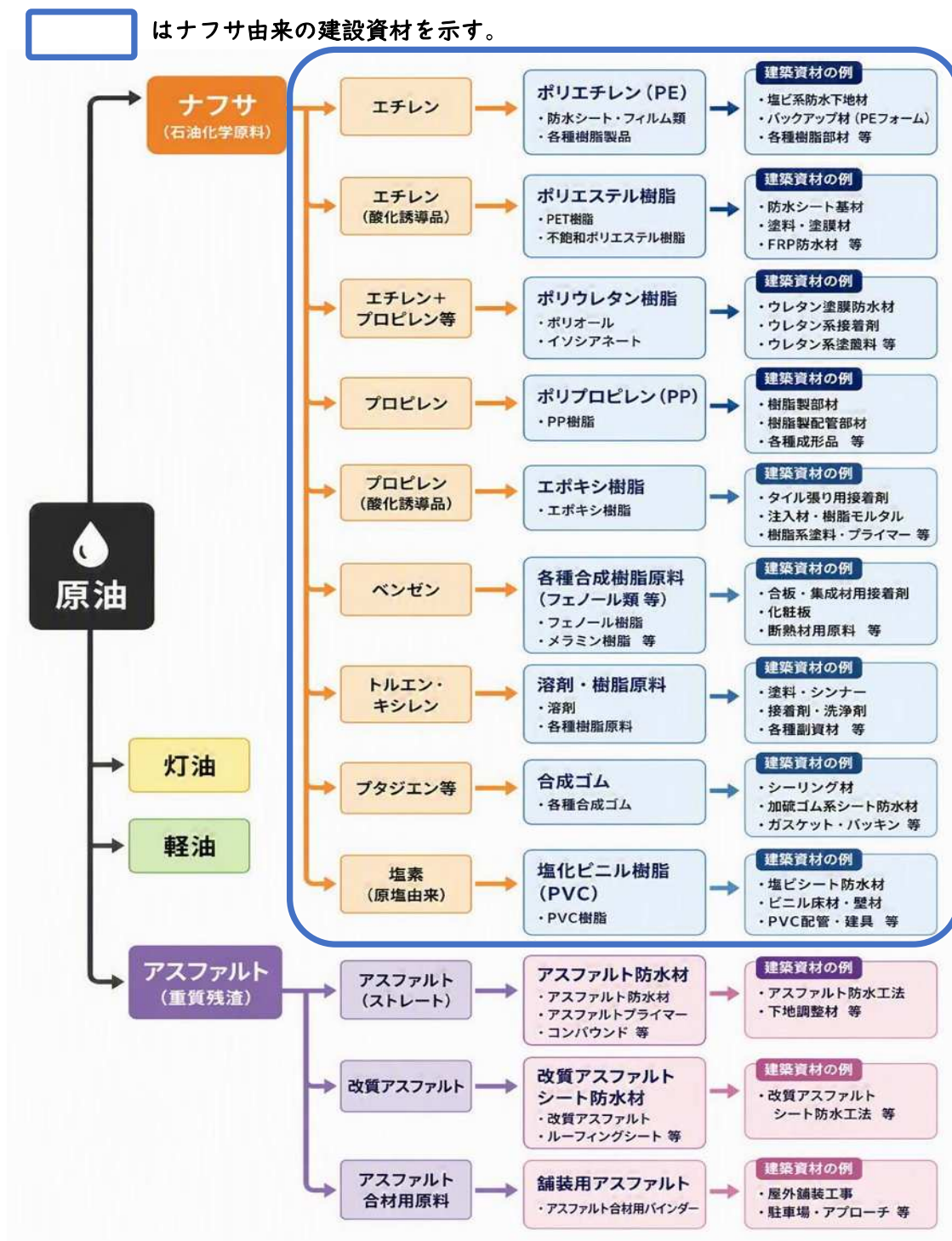
1 趣旨

本資料は、中東情勢等に起因するナフサ価格の変動により、価格変動の影響を受ける可能性がある建設資材を例示したものである。

下図はナフサから得られる基礎原料と、それらを原料として製造される主な建設資材を示している。また、各表の「価格情報」欄における「○」は、メーカー又は業界誌等が公表している価格改定情報へのリンクを示している。閲覧に当たっては、必ず最新情報を確認すること。

なお、本資料は対象となる資材を網羅的に示したものではないため、工事内容に応じて個別に確認を行うこと。

2 原油から生成される製品



(1) 建築工事（新築・改修共通）

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
防水	ウレタン塗膜防水材	主原料：ウレタン樹脂	○
	塩化ビニル樹脂系シート防水材	主原料：PVC 樹脂	○
	加硫ゴム系シート防水材	主原料：合成ゴム	—
シーリング材	シリコーン系、ポリウレタン系、変性シリコーン系、ポリサルファイド系、アクリル系	主原料：各種合成樹脂	○
	バックアップ材	ポリエチレンフォーム等	—
塗料	塗料類（溶剤系、水系、紛体系）	主原料：各種合成樹脂	○
タイル	タイル張り用有機系・エポキシ系接着剤	接着剤：各種合成樹脂	○
副資材	シンナー・希釈剤・洗浄用溶剤	主原料：有機溶剤	○
	樹脂系接着剤（エポキシ系、ウレタン系、アクリル系等）	主原料：各種合成樹脂	○
	樹脂系プライマー（エポキシ系、ウレタン系、アクリル系等）	主原料：各種合成樹脂	○
	ガスケット・パッキン等のゴム製部材	主原料：合成ゴム等	○

(2) 外壁改修関連

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
仕上塗材	薄付け仕上塗材 厚付け仕上塗材 可とう形改修用仕上塗材（E, RE 等） 複層仕上塗材（E, RE 等） 防水形複層仕上塗材 等	ポリマー添加剤：アクリル系等の合成樹脂ポリマー	○
ひび割れ補修 浮き部改修	エポキシ樹脂注入材	主原料：エポキシ樹脂系	○
欠損部補修	ポリマーセメントモルタル、樹脂モルタル（エポキシ樹脂系等）	合成樹脂系ポリマー添加剤、エポキシ樹脂	○

(3) 内装材

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
床仕上材	ビニル床シート、ビニル床タイル	主原料：PVC 樹脂	○
	合成樹脂塗床	主原料：エポキシ樹脂、ウレタン樹脂等	○
壁仕上材	塩化ビニル系壁紙	主原料：PVC 樹脂	○
その他	化粧塩ビシート、塩ビ系化粧フィルム	主原料：PVC 樹脂	○
	塩ビ製巾木、廻縁、見切り材等		○
	樹脂化粧板、樹脂含有木質系内装材（メラミン化粧板、MDF、パーティクルボード等）	接着剤：フェノール樹脂、メラミン樹脂等	○

(4) 断熱材

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
断熱材	押出法ポリスチレンフォーム断熱材（XPS）	主原料：ポリスチレン樹脂	○
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（EPS）		○
	フェノールフォーム	主原料：フェノール樹脂	○
	硬質ウレタンフォーム断熱材（PU） （現場発泡品を含む）	主原料：ポリウレタン樹脂	○
	ポリエチレンフォーム断熱材（PE）	主原料：ポリエチレン樹脂	○

(5) 木質材料

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
木質材料	接着剤を使用する木質材料 (構造用合板、普通合板、化粧合板、集成材、LVL 等)	接着剤：フェノール樹脂、メラミン樹脂等	<u>○</u> <u>○</u> <u>○</u>

(6) 建具関連

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
建具	樹脂製建具	主原料：PVC 樹脂、ABS 樹脂等	<u>○</u> <u>○</u>

(7) 設備工事

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
配管工事	硬質塩化ビニル管 (VP・VU)	主原料：PVC 樹脂	<u>○</u>
	ポリエチレン管	主原料：PE 樹脂	
	ポリプロピレン管	主原料：PP 樹脂	<u>○</u>
電気設備	電線被覆材	主原料：PVC 樹脂、ポリエチレン樹脂等	<u>○</u>
空調設備	発泡樹脂系保温材	主原料：発泡ポリエチレン、発泡ゴム等	<u>○</u>

(8) 土木・外構工事

工種	資材・製品例	ナフサ由来樹脂・原料	価格情報
土木工事	ジオテキスタイル (軟弱地盤対策、盛土補強、河川護岸、法面工、廃棄物処分場、排水工等)	主原料：ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維	<u>○</u>
外構工事	樹脂系排水材	主原料：ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂	<u>○</u>
	樹脂製ます類	主原料：ポリプロピレン樹脂等	
	人工芝	主原料：ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂	<u>○</u>

3 本資料の位置づけ

本資料は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知「国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について (参考)」(令和 8 年 6 月 16 日付け)を踏まえ、受発注者間の協議に資することを目的として、ナフサ由来の建設資材に関する価格改定情報及び関連情報を整理したものである。

本資料に掲載している価格情報は、各メーカー等が公表している資料であり、その改定要因にはナフサ価格の変動のほか、原油価格、物流費、エネルギーコスト及び為替変動等の変動などが含まれていることに留意すること。

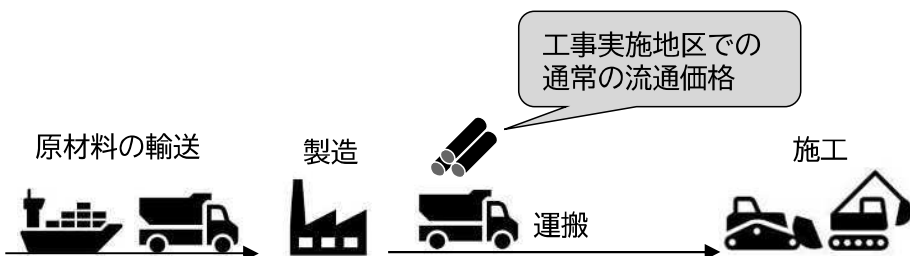
なお、本資料に掲載した資材が一律に設計変更の対象となるものではない。実際の取扱いについては、対象工事における使用実績、調達時期、価格変動の影響の程度及び契約条件等を踏まえ、受発注者間の協議により個別に判断するものとする。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

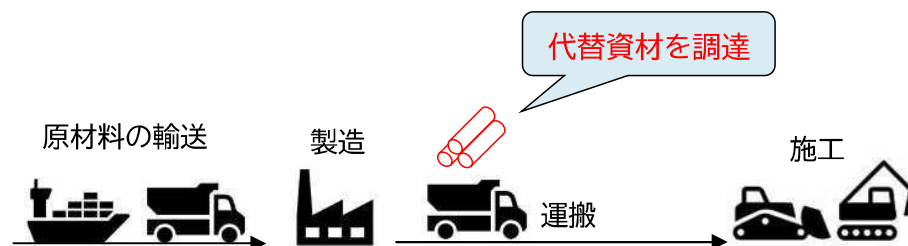
当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



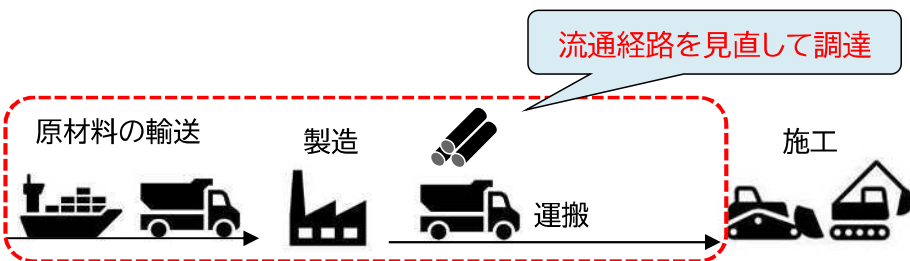
設計変更 (ケース①)

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



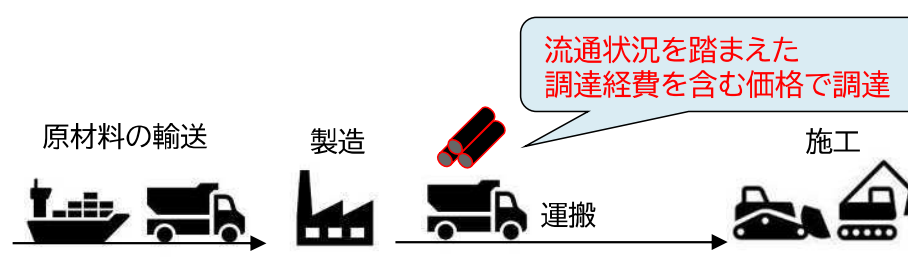
設計変更 (ケース②)

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格(運搬費も考慮)で設計変更



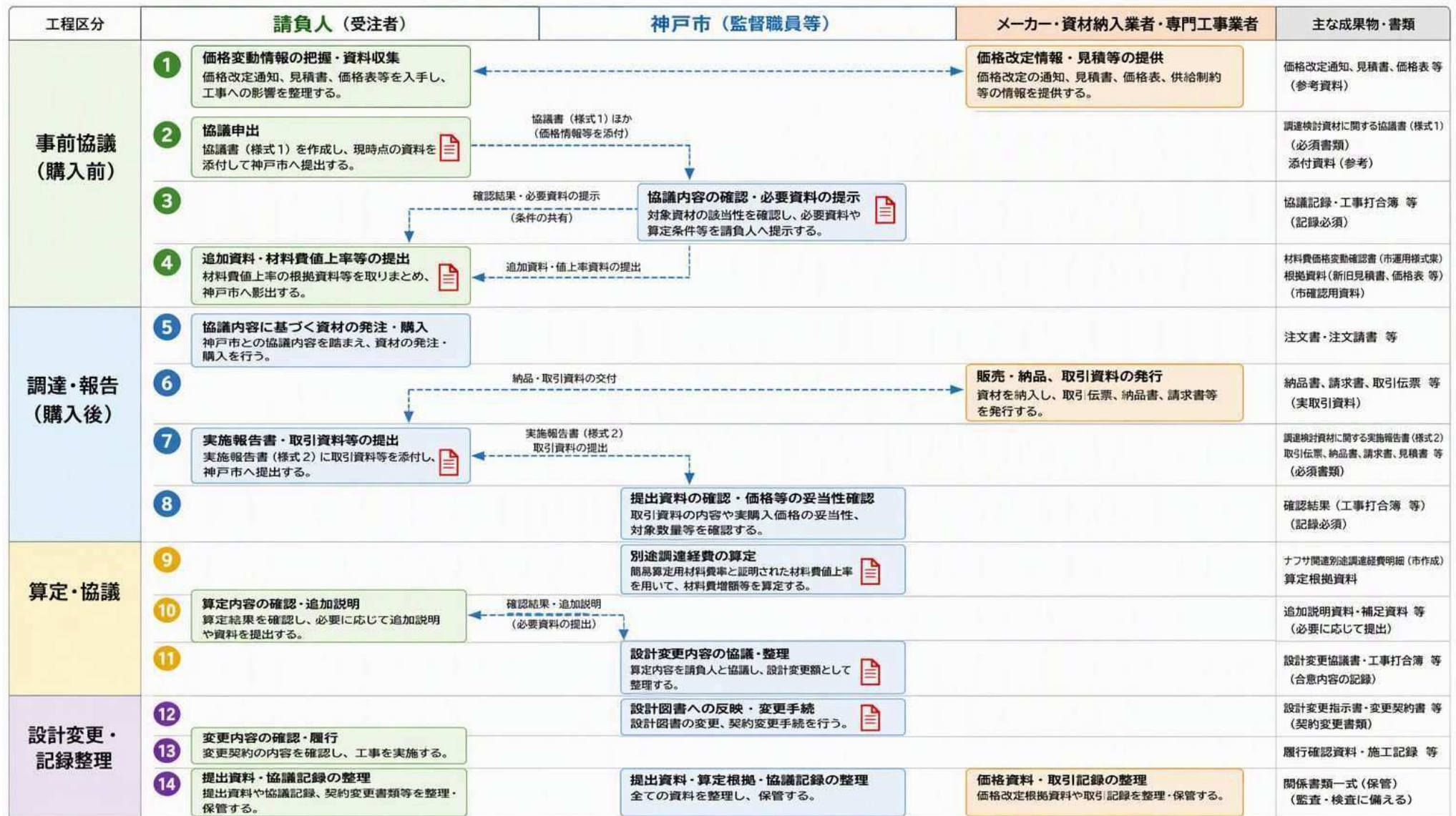
設計変更 (ケース③)

設計図書どおりの資材を調達
(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格)
→ 実際の調達価格で設計変更



ナフサ由来建設資材に係る別途調達経費 作業フロー図 (全体の流れ)

【凡例】 → 作業の流れ → 資料・情報の授受 ㊟ 必須書類



【共通の原則・留意事項】

- ① 対象資材の購入又は購入契約前に協議を行うことが原則である。
(緊急時は口頭・電子メール等による先行協議を可とし、電話録、事後的な、遅滞なく書面化する)
- ② 材料費値上率は、材料費のみの価格変動を示すことを確認する。
- ③ 労務費、機械器具費及び仮設材費の価格変動は含まない
- ④ 他の設計変更やインフレスライドとの重複計上とならないよう管理する。

【国の通知 (根拠)】

国土交通省大臣官房官庁営繕部
「営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」
(国営積第1号・国営建第2号、令和8年6月16日)
▶ 掲載ページ : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000093.html
▶ 通知PDF : <https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/002007202.pdf>

簡易算定用材料費率 一覧表1

注意: 本表は、神戸市標準単価における歩掛りの内訳に基づき算定したナフサ由来材料の割合を、事務処理の簡素化のため原則5%刻みで整理した実務用割合である。

工種	区分	適用条件	簡易算定用材料費率	注意事項
内装タイル・接着張り	施工手間	タイル本体を含まない単価	10%	タイル本体は対象材料に含めず、有機系接着剤等を対象とする。下地及び接着剤タイプによる差は係数に包含する。
内装タイル・接着張り	タイル材料込み	タイル本体を含む材工単価	5%	タイル本体は対象材料に含めず、有機系接着剤等を対象とする。
土間下断熱材	標準厚	厚さ30mm以下	45%	断熱材の種類による差は各厚さ区分の係数に包含する。中間厚さは近い厚さの区分を基本として個別に判断する。
土間下断熱材	厚物	厚さ40mm以上	55%	断熱材の種類による差は各厚さ区分の係数に包含する。
塗装素地ごしらえ	一般下地	木部屋内、モルタル面、コンクリート面、一般ボード面等	10%	対象材料及び価格根拠が別途確認できる場合は、個別に協議する。
塗装素地ごしらえ	材料使用量の多い板面	成形セメント板・けいカル板面	20%	板面及び仕様による差は係数に包含する。
塗装素地ごしらえ	対象材料なし	樹脂系材料費を含まない単価	適用対象外	本資料の簡易算定用材料費率を適用しないことをいう。設計変更そのものの対象外を意味しない。
塗装一般	一般部	通常の面積塗り	10%	塗料種、下地及び工程による差は係数に包含する。
塗装一般	細幅部	糸幅300mm以下	5%	素地ごしらえ、下地調整又は錆止めが別単価の場合は該当係数を別途適用し、同一単価には重複適用しない。
錆止め	錆止め塗り一般	塗料種、塗回数及び下地種別を含む	15%	塗料種、塗回数及び下地種別による差は係数に包含する。
塗装下地調整	一般下地	一般下地のRA種・RB種	10%	下地及び仕様による差は係数に包含する。
塗装下地調整	材料使用量の多い板面	押出成形セメント板・けいカル板のRA種・RB種	20%	板面及び仕様による差は係数に包含する。
塗装下地調整	軽微な下地調整	RC種等、材料使用量が少ないもの	5%	軽微な下地調整にはRC種等、材料使用量が少ないものを含む。
塗装下地調整	対象材料なし	樹脂系材料費を含まない単価	適用対象外	本資料の簡易算定用材料費率を適用しないことをいう。設計変更そのものの対象外を意味しない。
塗装改修一般	一般部	通常の面積塗り(新規面・塗替面共通)	10%	新規面と塗替面は同率とする。塗料種、下地及び工程による差は係数に包含する。
塗装改修一般	細幅部	糸幅300mm以下(新規面・塗替面共通)	5%	下地調整又は錆止めが別単価の場合は該当係数を別途適用し、同一単価には重複適用しない。
その他塗装	独立係数なし	施工内容に応じて該当する塗装区分の係数を適用	係数設定なし	塗装素地ごしらえ、塗装一般、錆止め又は塗装下地調整の該当係数を適用する。同一単価には重複適用しない。
ビニル床タイル	一般床	標準仕様・多湿部	55%	床材本体及び接着剤を対象材料とする。床材本体を含まない施工単価には適用しない。
ビニル床タイル	一般床・帯電防止	帯電防止仕様(多湿部を含む)	70%	多湿部による差は係数に包含する。
ビニル床タイル	階段	階段ビニル床タイル	40%	床材本体及び接着剤を対象材料とする。
ビニル床シート	一般床	標準仕様・多湿部・防滑仕様	60%	床材本体及び接着剤を対象材料とする。厚さ、柄及び多湿部・防滑仕様による差は係数に包含する。
ビニル床シート	一般床・帯電防止	帯電防止仕様(多湿部を含む)	70%	多湿部による差は係数に包含する。
ビニル床シート	階段	階段ビニル床シート	45%	厚さ及び柄による差は係数に包含する。
ビニル床シート	幅木	高さ60～100mm程度	25%	高さによる差は係数に包含する。
シーリング	標準幅	目地幅10mm以下	10%	シーリング材及び補足材を対象材料とする。材種等による差は係数に包含する。
シーリング	広幅	目地幅10mm超	25%	一般部・少変位部及びワーキング・ノンワーキングによる差は係数に包含する。
VP管	小口径	呼び径50・75	30%	硬質PVC管及び接着剤を対象材料とする。施工条件による差は各管径区分の係数に包含する。
VP管	中口径	呼び径100・125	50%	施工条件による差は各管径区分の係数に包含する。
VP管	大口径	呼び径150・200	65%	施工条件による差は各管径区分の係数に包含する。
リサイクルVP管	小口径	呼び径50・75	35%	施工条件による差は各管径区分の係数に包含する。
リサイクルVP管	中口径	呼び径100	55%	施工条件による差は各管径区分の係数に包含する。
リサイクルVP管	対象データなし	呼び径125以上	個別協議	参考歩掛データがないため、価格資料等を確認の上、受発注者間の協議により個別に取り扱う。

共通の算定方法・注意事項

1. 当初材料費相当額(C)＝当初材工単価(A)×簡易算定用材料費率(B)とする。(算定額には当該材料に対する下請経費を含む)
2. 変動後材料費(D)は、請負人から提示された材料費を基に、対象範囲及び価格根拠を確認の上、受発注者間の協議により定める。
3. 変動後材工単価(E)＝A＋(D－C)とする。
4. 簡易算定用材料費率はRIBC参考歩掛に基づく概算係数であり、個別製品及び施工条件の原価構成を厳密に示すものではない。
5. 同一の材工単価に複数工程の費用が含まれる場合は、各工程の係数を重複して適用しない。
6. 「適用対象外」は本資料の簡易算定用材料費率を適用しないことをいい、設計変更そのものの対象外を意味しない。
7. 本表に該当しない特殊仕様又は価格構成が著しく異なるものは、価格資料等を確認し、受発注者間で個別に協議する。

(別紙4)

簡易算定用材料費率 一覧表1

注意: 本表は、統合した単価推移、労務単価推移、メーカー資料・価格改定情報及び充てん工法の個別検討資料に基づき、事務処理の簡素化のため原則5%刻みで整理した実務用割合である。個別工事でメーカー又は施工者から詳細な材工内訳、材料使用量、見積書、取引伝票等が提出された場合は、その証明書類を優先して確認する。公表価格の工種は実際の取引価格と乖離する可能性がある。

区分		工法区分	対象工種・仕様	簡易算定用材料費率	備考
吹付工事	複層塗材系		複層塗材E、複層塗材CE、複層塗材RE、複層塗材Si、可とう形複層塗材CE	60%	複層塗材系として一括整理。
吹付工事	防水型複層塗材系		防水型複層塗材E、防水型複層塗材CE、防水型複層塗材RE	70%	防水型複層塗材系として一括整理。
シート防水	S-F2 接着工法 標準		S-F2 接着工法 標準	55%	アーキヤマデ資料に基づく。
シート防水	S-F2 接着工法 遮熱		S-F2 接着工法 遮熱	60%	遮熱シート分を考慮。
シート防水	S-M2 機械的固定工法 標準		S-M2 機械的固定工法 標準	45%	固定ディスク等の非ナフサ材料を控除。
シート防水	S-M2 機械的固定工法 遮熱		S-M2 機械的固定工法 遮熱	50%	遮熱仕様として整理。
シート防水	SI-F2 接着断熱工法 t25～t30		SI-F2 接着断熱工法 t25～t30	55%	断熱材を含む。
シート防水	SI-F2 接着断熱工法 t40～t50		SI-F2 接着断熱工法 t40～t50	60%	断熱材厚を考慮。
シート防水	SI-M2 機械的固定断熱工法 厚1.5mm・t25～t30		SI-M2 機械的固定断熱工法 厚1.5mm・t25～t30	50%	非ナフサ固定部材を控除。
シート防水	SI-M2 機械的固定断熱工法 厚1.5mm・t40～t50		SI-M2 機械的固定断熱工法 厚1.5mm・t40～t50	55%	断熱材厚を考慮。
シート防水	SI-M2 機械的固定断熱工法 厚2.0mm遮熱・t25～t30		SI-M2 機械的固定断熱工法 厚2.0mm遮熱・t25～t30	55%	厚2.0mm遮熱仕様。
シート防水	SI-M2 機械的固定断熱工法 厚2.0mm遮熱・t40～t50		SI-M2 機械的固定断熱工法 厚2.0mm遮熱・t40～t50	60%	厚物・遮熱仕様。
塗膜防水	ウレタンゴム系 X-1 緩衝工法		ウレタンゴム系 X-1 緩衝工法	70%	材料価格上昇率30%仮定。
塗膜防水	ウレタンゴム系 X-2 密着工法		ウレタンゴム系 X-2 密着工法	65%	X-1より副資材が少ない。
塗膜防水	ゴムアスファルト系 Y-1、Y-2		ゴムアスファルト系 Y-1、Y-2	45%	市場単価上昇率から整理。
外壁浮き補修	エポキシ樹脂注入・アンカーピンニング系		外壁モルタル・タイル浮き補修のエポキシ樹脂注入・アンカーピンニング系	20%	金属ピン・労務が大きい。
外壁浮き補修	グラウトピンニング系		外壁モルタル・タイル浮き補修のグラウトピンニング系	25%	注入材等の寄与を考慮。
外壁ひび割れ補修	Uカットシール材充填工法		Uカットシール材充填工法	20%	標準仕様書ベースの区分。
外壁ひび割れ補修	シール工法		シール工法	15%	材料使用量が少ない。
外壁ひび割れ補修	樹脂注入工法		樹脂注入工法	25%	メーカー固有名称を包含。
断熱材吹付	断熱材吹付 20mm程度		断熱材吹付 20mm程度	50%	薄物で固定的施工費の割合が大きい。
断熱材吹付	断熱材吹付 25mm程度		断熱材吹付 25mm程度	55%	20mmより材料使用量が増える。
断熱材吹付	断熱材吹付 30mm程度		断熱材吹付 30mm程度	60%	ウレタン原液費が過半。
断熱材吹付	断熱材吹付 50mm程度		断熱材吹付 50mm程度	70%	材料使用量の影響が大きい。
断熱材吹付	断熱材吹付 75mm程度		断熱材吹付 75mm程度	80%	厚物で原液量の影響が大きい。
充てん工法	ポリマーセメントモルタル		ポリマーセメントモルタル(全厚さ)	10%	全厚さ及び10cm角・20cm角を統合。
充てん工法	エポキシ樹脂モルタル 厚10～20mm		エポキシ樹脂モルタル塗 厚10～20mm	10%	10cm角・20cm角を統合。
充てん工法	エポキシ樹脂モルタル 厚30mm		エポキシ樹脂モルタル塗 厚30mm	35%	材料費率が明確に高いため別区分。

共通の算定方法・注意事項

- 当初材料費相当額(C)＝当初材工単価(A)×簡易算定用材料費率(B)とする。(算定額には当該材料に対する下請経費を含む)
- 変動後材料費(D)は、請負人から提示された材料費を基に、対象範囲及び価格根拠を確認の上、受発注者間の協議により定める。
- 変動後材工単価(E)＝A＋(D－C)とする。
- 簡易算定用材料費率はRIBC参考歩掛に基づく概算係数であり、個別製品及び施工条件の原価構成を厳密に示すものではない。
- 同一の材工単価に複数工程の費用が含まれる場合は、各工程の係数を重複して適用しない。
- 「適用対象外」は本資料の簡易算定用材料費率を適用しないことをいい、設計変更そのものの対象外を意味しない。
- 本表に該当しない特殊仕様又は価格構成が著しく異なるものは、価格資料等を確認し、受発注者間で個別に協議する。